

2025年度都道府県主要農作物種子生産に関するアンケート調査結果

2025年8月8日

○実施期間：2025年5月～7月

○回答：47都道府県 未回答：なし

I. 予算

前年度の予算と比べて500万円以上の差があったのは下記の通りです。

兵庫県 プラス 1950万円 新たに温暖化に対応した水稻品種の種子産地を支援する事業を立てたため

新潟県 プラス 517万円 委託原種の品種数増に伴う委託料の増／人件費単価の変更

茨城県 マイナス 4310万円 原種生産委託料

単位：千円

	2025年度予算	費目	増減について	2024年度	前年度との増減
北海道	190,312	委託料		194,286	-3,974
青森県	種子法廃止前（平成29年度）とほぼ同額				0
岩手県	一	原種等の生産に要する経費など		一	
宮城県	前年度よりやや増	一	原種・原原種生産に要する経費について、人件費の上昇分を反映したため。	前年度並み	
秋田県	89,202	委託料	資材費の増、人件費の増	85,523	3,679
山形県	15,523	水稻原種委託料等	水稻原種委託料の単価増による	12,752	2,771
福島県	15,355	内訳は奨励品種の決定、原種生産ほ場の管理に要する人件費、農業資材等の消耗品費など。	報酬、需用費など	13,089	2,266

茨城県	105,865		原種生産委託料		148,967	-43,102
栃木県	一		一	一		
群馬県		非公開	非公開			0
埼玉県	2,240		需用費・委託料		2,192	48
千葉県	10,958		奨励品種決定調査費、原原種・原種生産、種子審査に要する費用、種子流通団体への助成		無回答	
東京都	0	該当なし			0	0
神奈川県	851		報償費、委託費、需用費		851	0
新潟県	43,643		賃金、旅費、資材費、補助金等	・委託原種の品種数増に伴う委託料の増 ・人件費単価の変更	38,470	5,173
富山県						0
石川県	非公表				非公開	
福井県	6,520		奨励品種決定調査に係る経費 原原種・原種生産に係る経費 品質確認・推進指導に係る経費	水稻・園芸の遺伝資源の収集・選抜を昨年以上に重点的に行うため。	4,020	2,500
山梨県	4,557			人件費高騰のため	3,870	687
長野県	19,951		種子生産者に対する機械整備等の支援、種子管理団体に対する補助		17,607	2,344
岐阜県	8,000		備品購入費・消耗品（肥料・農薬・資材）費、旅費	種子生産に使用する機械（品質判定機）の更新があるため。	6,859	1,141
静岡県	非公表					
愛知県	14,189		需用費	一	13,527	662
三重県	2,340		主要農作物種子対策、原種及び 奨励品種決定調査事業		2,248	92

滋賀県	13,770	現原種・原種生産 種子ほ場検査、推進等	需用費	一	13,770	0
京都府						0
大阪府	0	府立環境農林水産総合 研究所への予算運営交 付金内において、種子 生産を行っている。			0	0
兵庫県	20,128		審査に係る事務費、温暖化に対 応した水稻品種の種子産地支援 等	新たに温暖化に対応した水稻品種 の種子産地を支援する事業を立て たため。	628	19,500
奈良県	1,393		奨励品種決定調査、原原種生産 及び水稻の高温耐性品種に関する 調査・技術普及並びに奈良県 米麦改良協会への関連事業に係 る事業費補助	水稻の高温耐性品種に関する調 査、技術普及の事業を新たに加え たため	787	606
和歌山県	2,052		消耗品費 等	増減なし	2,052	0
鳥取県	3,258		人材育成（マニュアル作成や研 修会開催費用の支援等） 生産対策（実証ほ設置に係る経 費の支援等） 種子生産に係る機械整備	原種生産にかかる設備導入経費の 増額のため	2,520	738
島根県	2,629		委託費 水稻、麦類、大豆等原種・原原 種採種事業、水稻原種等の生産 委託、品種生産方針決定に係る 事務経費等。		2,629	0
岡山県	3,672		需要費、補助金 等		3,672	0

広島県	26,517		委託費		無回答	
山口県	2,359		旅費、需用費、使用賃借料等		2,967	-608
徳島県	1,013		需用費		1,013	0
香川県	5,355		ほ場審査、指導の経費および農業試験場での原種、原原種生産経費、奨励品種決定調査に要する経費	—	5,817	-462
愛媛県	2,080		原原種ほ及び原種ほ設置に係る経費		2,145	-65
高知県	4,534		原原種・原種生産	種子調整用機械の更新のため増	2,873	1,661
福岡県	3,887	暫定予算の金額 当初予算は6月議会で決定	原種ほの設置、および原種の生産に係る経費		9,092	-5,205
佐賀県	2,330		需用費、委託料、役務費 上位3費目		2,330	0
長崎県	5,327		委託料、備品購入費		5,200	127
熊本県	6,910		原原種・原種生産、種子生産指導、奨励品種決定調査、推進指導		6,138	772
大分県	2,210		旅費、需用費、役務費		2,210	0
宮崎県	1,690		委託費	同額	1,690	0
鹿児島県	3,322		原種ほ設置業務委託、種子審査に係る人件費及び機器購入費、奨励品種等の普及活動	種子審査に係る機器の更新	約1,700	
沖縄県	380		委託料、補助金等	去年度と増減なし	380	0

2. 種子法にあった基本的な項目

例年と比べ、大きな変化はありません。

	励品種決定のための試験	原々種・原種の生産	種子生産ほ場の指定	種子の審査	種子生産者への助言・指導
実施予定	40	46	35	44	46
実施しない	3	1	4	1	1
その他	1	0	8	2	0
無回答	3	0	0	0	0

種子生産ほ場の指定の「その他」と回答した7県

青森県：「指定」ではなく、「承認」

秋田県：JAが生産ほ場を設定

茨城県：県主要農作物生産改善協会と県が連携して行う

群馬県：県の指定ではなく報告を受ける

滋賀県

大阪府：種子協会が種子生産ほ場を指定する。府は種子生産ほ場の適否について技術的見地から判断を行う。

和歌山県：要領に基づき報告を受ける。

山口県：種子生産ほ場については、県からの「指定」ではなく、生産ほ場からの「報告」

3. ゲノム編集品種の種子生産について

大半が「可能性なし」です

「その他」は岩手県「不明」・静岡県「未定」

可能性なし	43
その他	2
無回答	2

4. 条例について

条例名の記入があった道県は 34 です。

条例名の記入のない都道府県：青森県・東京都・神奈川県・静岡県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県・岡山県・香川県・高知県・佐賀県・大分県

記入のあった道県の条例名

北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例

岩手県主要農作物等の種子等に関する条例

宮城県主要農作物種子条例

秋田県主要農

山形県主要農産物種子条例

福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例

茨城県主要農作物等種子条例

栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例

群馬県主要農作物種子条例

埼玉県主要農作物種子条例

千葉県主要農作物等種子条例

新潟県主要農作物種子条例

富山県主要農作物種子条例

石川県主要農作物種子条例

福井県主要農作物の品種の開発および種子の生産に関する条例

山梨県主要農作物種子条例

長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例

岐阜県主要農作物種子条例

愛知県主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例

三重県主要農作物種子条例

持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例

兵庫県主要農作物種子生産条例

鳥取県農作物種子条例

島根県農産物の種子及び種苗の安定的な確保に関する条例

広島県主要農作物等種子条例

山口県種苗条例

徳島県主要農作物等種子条例

愛媛県の未来を創る農業・農村振興条例

福岡県農林水産業・農山漁村振興条例

長崎県主要農作物種子条例

熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例

宮崎県主要農作物等種子生産条例

鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例

沖縄県農作物種苗生産条例

5. 共同の品種開発について

1) 国との共同開発

実施について記入があったのは次の 10 道県です。

北海道：育種母材の交換、共同育成、国独法育成系統の特性検定・適応性検定。道は育成者権を有しておりませんので、優良品種の主要な育成者権者である独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）での取組状況について記載しております。

青森県：東北北部向け米粉パン用品種の開発

秋田県：農研機構と実施・稻新品種の育成

山形県：奨励品種決定調査

茨城県

栃木県：水稻

滋賀県：共同研究として農研機構育成の系統を交配母本に供試し、新品種に取り組んでいる。

岡山県：既存品種への病害虫抵抗性付与

佐賀県：大豆の品種育成。農研機構から分譲された F5 世代前後の大穀系統を佐賀県の水田転換畑で栽培し、栽培・品質特性を把握し、選抜・育成を行っている。

宮崎県：交配母本の活用

2) 民間との共同開発

実施について記入があったのは次の3道県です。

北海道：民間企業育成系統の優決試験・特性検定（道は育成者権を有しておりませんので、優良品種の主要な育成者権者である独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）での取組状況について記載）

三重県：既存品種へ病害抵抗性を付与、酒造好適米新品種

兵庫県：JA グループとの共同研究

6. 民間への知見の提供

「ある」と回答したのは次の7道県です。

北海道：道内農業団体等への登録品種の利用許諾等（道は育成者権を有しておりませんので、優良品種の主要な育成者権者である独立行政法人北海道立総合研究機構（道総研）での取組状況について記載）

新潟県：県の種子審査員研修会の参考範囲を広げ、令和6年度から民間事業者へも案内（ほ場審査、生産物審査方法等についての知見を提供）
石川県：委託生産者へ提供している。

愛知県：県育成品種の利用許諾

兵庫県：種子生産組合に対する栽培技術指導

奈良県：奈良県農業協同組合等の関係団体で構成する奈良県米麦改良協会に提供を行っている。

佐賀県：佐賀県農業試験研究センターでは、佐賀大学と共同での大豆品種の選抜を行い、試験で得られた知見などを提供している。また、同様に、民間企業から委託試験を受託した場合には同様に知見の提供を行っている。

7. 奨励品種のうち品種登録されている品種及び道府県登録品種の許諾について

各自治体の回答は下記のとおりです。

	品種名	コメント	申請	許諾料	許諾条件（道府県内外の違いなど） 通常利用権の場合	許諾条件（道府県内外の違いなど） 自家増殖の場合	コメント
北海道	水稻（21）：ゆきひかり、きらら397、はくちょうもち、風の子もち、ほしのゆめ、吟風、ななつぼし、あやひめ、大地の星、ふっくりんこ、おぼろづき、彗星、ゆめぴりか、きたゆきもち、きたしづく、きたくりん、きたふくもち、そらゆき、そらゆたか、えみまる、そらきらり（出願中） 小麦（9）：ハルユタカ、春よ恋、キタノカオリ、きたほなみ、はるきらり、ゆめちから、つるきち、北見95号、きたほなみR（出願中） 二条大麦（2）：りょうふう、札育2号 大豆（14）：トヨムスメ、ツルムスメ、大袖の舞、いわいくろ、ハヤヒカリ、ユキホマレ、ユキシズカ、ゆきぴりか、タマフクラ、ユキホマレR、ゆめの						優良品種の育成者権は道総研・農研機構等の他機関が有しております。道は育成者権を有しておりません。そのため許諾条件につきましては、他機関が定めているものとのおりとなっております。

	<p>つる、とよみづき、スズマル R、とよまどか</p> <p>小豆（11）：エリモショウズ、きたのおとめ、しゅまり、とよみ大納言、きたほたる、きたろまん、ほまれ大納言、ちはやひめ、エリモ167、きたひまり（出願中）、きたいろは（出願中）</p> <p>いんげん（12）：北海金時、福虎豆、洞爺大福、雪手亡、福勝、福うずら、福良金時、絹てぼう、かちどき、きたロツソ、秋晴れ、舞てぼう（出願中）</p> <p>そば（5）：キタワセソバ、キタノマシュウ、レラノカオリ、キタミツキ、北海T8号</p>					
青森県	まっしぐら、青天の霹靂、華想い、あかりもち	(地独) 青森県産業技術センターが育成者権を所有する登録品種名を記載した	一部必要	その他	<p>「青天の霹靂」は、県の販売戦略上重要な品種として生産者の自家増殖を認めない。</p> <p>「華想い」は、自家増殖では実需者に求められる品質の維持が困難な品種として生産者の</p>	<p>「まっしぐら」「あかりもち」は、県内生産者は特段の手続きなく自家増殖を認める。</p> <p>4品種とも栽培地域を県内に限定している</p>

					自家増殖を認めない。		
岩手県	水稻：金色の風、銀河のしづく、いわてっこ、どんぴしゃり、吟ぎんが、ぎんおとめ、結の香、もち美人、たわわっこ、つぶゆたか				個々に規定	金色の風、銀河のしづくは不可	
宮城県	稻：やまのしづく、だて正夢、げんきまる、つや姫、東北194号、ゆきむすび、金のいぶき 麦：夏黄金、あおばの恋、ホワイトファイバー 大豆：あやこがね、きぬさやか、すずみのり		必要	有	県登録品種については、県内、県外問わず、許諾契約を締結している。	宮城県内生産者：県登録品種は「だて正夢」、「金のいぶき」を除き県の許諾なく自家増殖が可能。「だて正夢」「金のいぶき」の自家増殖は原則不可。ただし、有機栽培等により種子の入手が困難な場合にのみ、許諾により可能とする。 宮城県外生産者：県登録品種の自家増殖は原則不可。ただし、有機栽培等により種子の入手が困難な場合にのみ、許諾により可能とする。	

						「だて正夢」は県外栽培を認めていない。	
秋田県	秋のきらめき、ゆめおばこ、つぶぞろい、淡雪こまち、秋田63号、秋田酒こまち、美山錦、サキホコレ、ネバリゴシ、あきたこまちR		必要	有	許諾品種の供給先是原則県内に限定		
山形県	(梗) つや姫、雪若丸、(酒米) 雪女神、出羽の里		必要	有	つや姫・雪若丸 当該県の奨励品種に採用されていること	つや姫・雪若丸の自家増殖を認めていない(県内、県外とともに)	
福島県	水稻(梗) : 里山のつぶ、福乃香、福笑い、天のつぶ 水稻(糯) : あぶくまもち 大豆: 里のほほえみ、ふくいぶき 小麦: ゆきちから、さとのそら、夏黄金		必要	有	知事及び関係する県の機関の長による審査検討が必要。なお、現状、県内種苗業者にのみ利用許諾を与えている。	特別な理由等(※)で自家増殖が必要な県内生産者に限り、許諾手続き不要かつ無償で自家増殖を許諾している(ただし、「福笑い」を除く)。	(※) 特別な理由等については、主に以下の場合を想定。 ・有機栽培等のため、未消毒かつ栽培時にも農薬等の使用が無い種子の生産を必要とする場合。 ・自家保有米や縁故米のみの小規模な生産で、生産物の農産物検査の受

							検や出荷・販売を行わない場合。
茨城県	水稻：ふくまるSL、ひたち錦、にじのきらめき、一番星、夢あおば 陸稻：ひたちはたもち 麦：さとのそら、きぬの波、ゆめかおり、 カシマゴール、キラリモチ 大豆：里のほほえみ	ベニバナインゲン：常陸大黒については、育成者権満了のため削除	必要	有	一部品種は譲渡先を県内生産者に限定している。	県内では許諾契約なく自家増殖が可能。県外では許諾契約を結べば自家増殖が可能である。	
栃木県	いちご：とちおとめ、栃木i27号（スカイベリー）、なつおとめ、とちひめ、栃木iW1号（ミルキーベリー）、栃木i37号（とちあいか） なし：にっこり、おりひめ うど：栃木芳香1号、栃木芳香2号 あじさい：きらきら星、パラソルロマン、エンジェルリング、プリンセスリング りんどう：栃木r2号（るりおとめ月あかり） 栃木r3号（るりおとめ星あかり） にら：ゆめみどり 稻：とちぎの星、なすひかり、夢ささら、		必要	有	県外への許諾をしていない品種あり	県内のみ一部認めている	

	麦：ニューサチホゴールデン、 もち絹香、とちのいぶき						
群馬県	水稻：舞風 小麦：さとのそら (※育成者権が消滅していない もののみ記載)		必要	有	県内農業者の組織 する団体及び県内 種苗業者が、県内 農業者に対して種 子を譲渡する場合 は利用料を減額し ている	一	
埼玉県	彩のきずな、彩のかがやき、さ け武蔵、えみほころ（出願公表 中）		必要	無	県内向けは、埼玉 県米麦改良協会が 一括して許諾契約 を締結。 県外へは許諾しな い。	県内生産者のみ可か つ手続は不要	
千葉県	水稻：ちば28号（ふさこが ね）、粒すけ、ふさのもち 麦類：さとのそら 大豆：里のほほえみ、サチュタ 力 落花生：千葉P114号、おおまさ りネオ		必要	有		申請は不要。許諾料 は「無」 ※ただし、水稻につ いては県内生産者に 限る	
東京都	該当無し						
神奈川県	米：はるみ、てんこもり 小麦：さとのそら、ゆめかおり 六条大麦：カシマゴール		一部 必要	無			

新潟県	米：ゆきの精、ゆきん子舞、コシヒカリ BL、新之助、つきあかり、越淡麗、わたぼうし、新潟次郎、いただき		不要	無	県育成品種は県内使用に限定するとともに、種苗購入者の第三者への再譲渡を禁止	新之助のみ自家採種を禁止	
富山県	てんこもり、富富富 等 5 品種		必要	有			
石川県	石川 65 号		必要	無	石川県内に居住、石川県内で栽培、ブランド価値向上に取組む認定組織に所属、第三者に再譲渡しない、盜難防止措置をとる、収穫物の販売について県の定めに従う、栽培により得た情報を第三者へ開示しない等。	認めていない	
福井県	水稻：いちほまれ、イクヒカリ、あきさかり、シャインパール、さかほまれ 麦：はねうまもち、福井県大3号 大豆：里のほほえみ		一部必要	無	【※自家増殖の許諾にかかる申請について】 自家増殖を手続き不要で認める品種（あきさかり、イクヒカリ）について 自家増殖をした時点で※遵守事項に同意したとみなす <※遵守事項>	【※自家増殖の許諾にかかる申請について】 ・無償：あきさかり、イクヒカリ ・自家増殖禁止：いちほまれ、さか	

					<p>1) 自家増殖により得た種苗は有償、無償に関わらず第3者に譲渡しないこと。</p> <p>2) 自家増殖する際は品種の特性を損なうことのないよう適切な種苗を選別し、利用すること。また、品種の特性が損なわれるなどの問題が発生した場合は、遅延なく福井県に報告すること。</p> <p>3) 自家増殖した種苗のうち、自己の経営に用いなかった種苗は遅延なく廃棄又は食用とすること。</p> <p>4) 自家増殖に関連して福井県の調査に協力すること。</p> <p>5) 第3者から自家増殖により得た種苗を譲り受けたり、譲渡したい旨の申し出があったりした場合は、遅延なく福井県に報告すること。</p> <p>6) その他、本許諾に関する事項について福井県の指示に従うこと。</p>	<p>ほまれ、シャインパール</p> <p>※詳しくは HP 参照 URL : https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/021037/shiken-kenkyu/hinsyu.html</p>
山梨県						
長野県	<p>稻：風さやか、山恵錦 麦：ホワイトファイバー、ユメセイキ、ゆめかおり、ハナチカラ、しろゆたか 大豆：つぶほまれ、すずみのり そば：タチアカネ、長野SII号 (信州ひすいそば②)</p>	<p>他機関育成品種は「つきあかり」、 登録番号： 27809、登録期間 (育成者権の存続期間)：25年、 利用条件：海外持ち出し禁止</p>	必要	有	<p>基本的に各都道府県米麦協会に限る。</p>	

岐阜県	ハツシモ岐阜 SL	こなゆきひめ：登録済だが奨励品種でない。 清流のめぐみ、醉むすび：出願公表中、奨励品種でない。	必要	有			
静岡県	稻（II）：ひとめぼれ※2、なつしづか※2、五百万石※2、コシヒカリ※2、にじのきらめき、きぬむすめ、あいちのかおり SBL ※2、にこまる、令和誉富士※1、峰の雪もち※2、葵美人 小麦（I）：きぬあかり 大豆（I）：フクユタカ※2	※1は品種登録出願公表中。 ※2は育成者権が失効している。	必要	有	静岡県内のみで利用可 詳細は静岡県登録品種の利用制限方針を参照	静岡県内のみで利用可 自家増殖は無償 詳細は静岡県登録品種の利用制限方針を参照	※静岡県育成品種 「令和誉富士」 「葵美人」に関してのみ記載
愛知県	米：みねはるか、ミネアサヒ SBL、もみゆたか、夢吟香、こはるもち、あいちのこころ 麦：きぬあかり、ゆめあかり	愛知県が品種登録した品種です	必要	有	県内の農林業団体並びに農業を営む個人及び法人は利用料率が0.32%だが、県外は1.0%としている。	通常利用権の許諾契約を結んでいれば、自家増殖の許諾手続き不要で許諾料も不要。 遵守事項として、自家増殖で得た種子の第三者への譲渡は禁止など。	
三重県	水稻：コシヒカリ、キヌヒカリ、三重23号、なついいろ、みのりの郷、神の穂、あゆみもち	品種登録出願中： みえのゆめ BSL	必要	有	みのりの郷については、民間企業との共同研究により	三重県が品種利用許諾した生産者団体等から種子を購入した	https://www.pref.mie.lg.jp/nougi/h

	麦類：あやひかり、ニシノカオリ、タマイズミ、さとのそら、タマイズミR、ファイバースノウ 大豆：フクユタカ、すずおとめ、サチユタカA1号				育成した品種のため、同企業にのみ利用許諾を与えていた。その他品種については、許諾条件はないが、現時点では県種子条例に基づく指定種子団体にのみ利用許諾を与えていた。	県内生産者には、「種子を海外に持ち出さない」、「有償・無償に関わらず、種子を第三者に譲渡しない」等の遵守条件に従うことにより、一部品種を除き自家用の栽培向け増殖の利用許諾を与えている。 ただし、県外生産者の自家用の栽培向け増殖を不可としている。	p/32032026963_00001.htm
滋賀県	水稻：みずかがみ、レーク65、きらみずき（出願中） 麦類：ふくさやか、びわほなみ 大豆：ことゆたかA1号		必要	無	国内栽培地を滋賀県内に限定し、持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例に基づき実施	みずかがみ、きらみずき：禁止 レーク65：許諾手続き不要、許諾料無料	
京都府	京の輝き、せときらら		必要	有	許諾契約が必要 (供給は府内に限定)	不可	
大阪府							
兵庫県	きぬむすめ、ふくほのか、せときらら、ゆめちから、サチユタカA1号、コノホシ	農研機構が育成者であるため、農研					

		機構の定める利用条件に従います。					
奈良県	一						
和歌山県	本県で登録した品種はありません。						
鳥取県	星空舞			その他	「星空舞」ブランド化推進協議会の生産者登録要件において登録対象を鳥取県内で農業経営している農業者及び組織と定めている。	「星空舞」ブランド化推進協議会の生産者登録要件において自家増殖はできないことと定めている。	
島根県	縁の舞		必要	有			
岡山県	きぬむすめ、ふくほのか、サチホゴールデン、スカイゴールデン、サチュタカ、はれごころ						
広島県	萌えいぶき		必要	有	許諾料等は申請者と協議の上決定する。		
山口県	きぬむすめ、恋の予感、せときらら、にしのやわら、ふくさやか、トヨノカゼ、サチホゴールデン、サチュタカA1号						県登録品種の該当なし
徳島県	なし						
香川県	おいでまい、さぬきの夢 2009		必要	有	「おいでまい」、「さぬきの夢 2000」、「さぬきの夢 2009」について	「おいでまい」は自家増殖不可。 「さぬきの夢 2009」は県内に限り自家増	

					では、利用許諾を行っているが、地域を香川県内に限定している。	殖可能、ただし品種の持つ特性を維持するため、毎年の種子更新を推奨している。	
愛媛県	ひめの凜		必要	有	愛媛県内 栽培は認定栽培者に限定	自家増殖は不可	
高知県	南国そだち、よさ恋美人、土佐麗、にこまる		不要	無	県内のみ	県内のみ	
福岡県	夢つくし、元気つくし、実りつくし、つやおとめ、夢一献、ちくしW2号、はるさやか、はるしづく、ちくしB5号	「恵つくし」、「ちくし春香」は出願公表中	必要	有	<ul style="list-style-type: none"> ・種子生産、調整、有償譲渡に限定し、無償譲渡及び輸出を禁止 ・有償譲渡の数量、額を報告する必要がある等 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者が有償譲渡を受けた種苗を用いて自家増殖した種苗を第三者に譲渡したこと等。 	米麦品質改善協会（種子協会）等と許諾契約を締結
佐賀県	天使の詩、さがびより、ひなたまる（品種登録出願中）		不要	無	<p>①種苗の県外への移出及び輸出入に関する利用は認めない。（県内のみ許諾）</p> <p>②譲渡されるもの（農業者で組織する団体）に対し県内の農業者以外に譲渡しないことについて、書面で同</p>	条件は設けていないが、品種特性や品質維持のため毎年の種子更新を推奨している。	

					<p>意を得る。</p> <p>③農業者が一定期間内に優良種子の供給を受けられるよう、供給体制を整備する。</p> <p>その他、自家増殖した種苗の譲渡禁止や県外及び海外への持ち出し禁止など。</p>		
長崎県	水稻：つや姫、なつほのか、おてんとそだち、にこまる 麦：ミナミノカオリ、長崎W2号、はるか二条、長崎御島					本県が単独で育成者権をもっている品種はありません。	
熊本県	水稻：くまさんの力、くまさんの輝き、やまだわら、華錦、あきまさり、ミズホチカラ 麦：ミナミノカオリ、はるしづく、くすもち二条 大豆：フクユタカAI号		必要	無	正規取扱店からの種苗購入により、県内で自己の農業経営への利用可。 (県外への持ち出し禁止)	県育成品種を自家採種する場合、自然農法等自家増殖が営農の継続に不可欠な場合に限って許諾し、熊本県に対して別途申請が必要。 https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/74/187677.html	—
大分県	水稻：コシヒカリ、ひとめぼれ、つや姫、なつほのか、ヒノ						県登録品種なし

	ヒカリ、にこまる、若水、山田錦、ハクトモチ、夢あおば、みなちから 麦：はるみずき、チクゴイズミ、ハルアカネ、ニシノホシ、サチホゴールデン 大豆：フクユタカ、ちくしB5号、すずおとめ					
宮崎県	コシヒカリ、夏の笑み、ヒノヒカリ、まいひかり、おてんとそだち、黄金錦、み系358、宮崎52号、クスタマモチ、宮崎早生かおり、ニシノホシ、フクユタカ		必要	有	「夏の笑み」のみ 県内事業者に限る	特になし
鹿児島県	なつほのか、あきほなみ、あきのそら、さつま雪もち、さつま絹もち ※あきの舞は出願公表済み ※西南177号は登録出願中		必要	有		
沖縄県	ちゅらひかり、ミルキーサマー					

8. 種子生産の農政に関する意見

1) 都道府県の連携

東京都・京都府・大阪府を除く道府県が「重要と思う」と回答しています。

理由としては、気温上昇などによる栽培適地の変化や品質低下等の栽培面での情報共有・種子生產品種の分担や調整・安定供給のための情報共有・他県産の種子を導入できる体制づくりなどがあげられています。

2) 財源確保と国の制度

財源確保は東京都以外の道府県が「重要と思う」と回答しています。

国の制度については、東京都・長野県・愛知県・京都府・和歌山県・香川県・高知県・長崎県・大分県以外が「必要」と回答しています。

財政については、地方交付税の維持・国の財政支援が必要・施設の老朽化や人材確保で支援が必要などの意見があがっています。

3) 優良な種子の流通確保のしくみ

記入があったのは下記の7県です。

青森県：関係団体と連携し、支障なく優良種子の生産・供給がされていることから、特に課題はありません。

茨城県：都道府県が中心となって種子を生産していくのがよい。

福井県：種子の調整後～使用前まで種子を適正に保管するための支援があったほうが良い

和歌山県：種子の調整後～使用前まで種子を適正に保管するための支援があったほうが良い

島根県：不測の事態が生じた場合の種子供給体制の構築

福岡県：種子を安定的に流通させるため、備蓄体制の整備に加え、災害時に備えた他県との連携が必要。

宮崎県：不測の事態に備え、通常時から県間・採種団体間の円滑な連携にむけた情報共有が重要

4) 主要農作物の種子生産を継続する重要性

記入された意見は、「主要農作物の生産に不可欠で重要なこととして取り組んでいる」というものばかりでした。

都道府県 連携	現在の取り組みについて	今後必要とされること	財源確保	国の制度	財源確保に関する提案・意見	優良な種子の流通確保のしくみについて	主要農作物の種子生産を継続する重要性について
北海道	重 要 と 思 う		重 要 と 思 う	必 要	都道府県が行う種子の生産及び普及に要する経費について、引き続き地方財政措置が必要	—	—

青森県	重 要 と 思 う	一部委託・受託生産 を実施している	気温上昇などによる栽培適地の変化、品質低下等の栽培面での情報共有	重 要 と 思 う	必 要	稻、麦類及び大豆の種子に係る地方交付税措置を維持してほしい	関 係 団 体 と 連 携 し、支 障 な く 優 良 種 子 の 生 産・供 給 が さ れ て い る こ と か ら、特 に 課 題 は な あ り ま せ ん。	県 主 要 農 作 物 の 優 良 種 子 を 安 定 性 に 供 給 す る 体 制 を 維 持 す る こ と が、県 産 米 の 生 産 力 維 持・強 化 に 繫 が る た め、主 要 農 作 物 等 の 種 子 生 产 を 継 続 す る こ と は 重 要 で あ る。
岩手県		特 に な し		重 要 と 思 う	必 要	特 に な し	特 に な し	特 に な し
宮城県	重 要 と 思 う			重 要 と 思 う	必 要	一	一	主 要 農 作 物 の 安 定 供 給 と 品 質 の 確 保 を 図 る た め 重 要 で あ る。
秋田県	重 要 と 思 う		当 県 で 生 产 し て い な い 品 種 種 子 の 県 外 委 託 生 产	重 要 と 思 う	必 要	特 に な し	特 に な し	高 品 質 な 主 要 農 作 物 の 生 产 に 欠 か せ な い 優 良 な 種 子 の 确 保 及 び 安 定 性 の 供 給 は、 本 県 農 業 の 持 続 性 の 发 展 に 寄 与 す る
山形県	重 要 と 思 う	本 県 開 発 の 品 種 を 奨 励 品 種 決 定 調 查 等 に 供 試		重 要 と 思 う	必 要		一	本 県 の 農 業 の 更 なる 发 展 を 図 る う え で、 主 要 農 作 物 の 優 良 な 种 子 の 低 廉 かつ 安 定 性 の 供 給 が 不 可 欠 で あ る。

福島県	重 要 と 思 う	一部奨励品種の採種を他県に委託している。	無し	重 要 と 思 う	必 要	無し	無し	農業振興上、最も基本的で重要な事項と考えている。
茨城県	重 要 と 思 う	なし	県間で種子生產品種を整理・分担すること。	重 要 と 思 う	必 要	県、国ともに現状維持。	都道府県が中心となって種子を生産していくのがよい。	主要農作物の生産振興を図る上で種子の安定供給は必要不可欠であり、非常に重要。
栃木県	重 要 と 思 う	品種比較試験データの共有 種子協会を通じた種子の融通	複数県での種子生產品種の分担	重 要 と 思 う	必 要	一	一	本県の農作物の競争力強化に資する奨励品種の優良な種苗の安定的な供給の促進を図り、本県の農業の持続的な発展に寄与する。
群馬県	重 要 と 思 う	一部の奨励品種は他県から種子を購入している。本県が他県へ販売する事例もある。		重 要 と 思 う	必 要	一	一	一
埼玉県	重 要 と 思 う			重 要 と 思 う	必 要			県内農業者の経営安定及び県民の安全安心な食料確保のため、県の責務として種子生産を継続していくことは重要である。
千葉県	重 要 と 思 う			重 要 と 思 う	必 要			主要農作物等（稻、麦、大豆、落花生）の

								優良種子を供給することは、本県の生産力維持・強化につながるため。
東京都	意見なし	該当なし	意見なし	意見なし	意見なし	意見なし	意見なし	意見なし
神奈川県	重要と思う			重要と思う	必要			
新潟県	重要と思う	一	一	重要と思う	必要	一	一	米主産県である本県においては、県育成の独自品種も多くある中で、優良種子の生産・供給は新潟米生産の根幹であり、今後も、県が主体となって種子の安定した生産・供給体制を維持する必要がある
富山県				重要と思う	必要	なし	なし	
石川県	重要と思う			重要と思う	必要			
福井県	重要と思う	需要に応じて他県分の種子生産を担っている。また、他県に種子生産の委託・購入している。	種子の安定供給のための連携(需給状況の把握、栽培状況の情報共有など)	重要と思う	必要	主食用米の生産量の減少に伴い種子生産量も減少しているが、種子生産体制の維持は必要であるため、現状維持	種子の調整後～使用前まで種子を適正に保管するための支援があったほうが良い	自給率を上げるために優良種子を安定して供給することが不可欠であるため、種子の需要の減少や

						を含めた機械・施設等の整備に関する支援が必要		後継者不足が大きな問題である。
山梨県	重 要 と 思 う	本県で需要に対して生産量が不足する品種の種子については、県内の団体が、他県で生産された種子を受け入れている。	上記取り組みの安定的な継続	重 要 と 思 う	必 要	種子生産者の高齢化が進み、種子生産の担い手を確保することが難しい状況であるため、担い手を育成し、安定した種子生産を継続するためには、国の制度・財政的支援は必要。	特になし	優良な種子を安定的に生産・供給し、本県の農業者の経営安定を図るために重要。
長野県	重 要 と 思 う			重 要 と 思 う	そ の 他			
岐阜県	重 要 と 思 う	種子の相互供給		重 要 と 思 う	必 要			毎日の食生活に密接に関連する、安全・安心な主要農作物の安定的な供給や本県農業の持続的な発展のために重要な取組みである。
静岡県	重 要 と 思 う	他県産種子を確保することで、種子の安定供給を図っている。	都道府県間連携による種子の安定供給。	重 要 と 思 う	必 要	なし	なし	なし
愛知県	重 要 と 思 う	県内だけでは生産できない種子について	引き続き、他県と連携しながら種子の	重 要 と 思 う	そ の 他	県の条例に基づき優良種子の生産と安定供給を図るた	特になし	主要農作物の優良な種子を安定的な供給を図ることによっ

		は、他県と連携し、種子を確保している。	安定確保を図っていく必要がある。			め、県の種子関連の予算は継続して確保していく必要がある。		て、主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与し、消費者に安全で安心できる食糧を安定的に供給するため、重要なと考える。
三重県	重 要 と 思 う	現在のところ、具体的に検討している案件はないが、必要に応じて検討していきたい。		重 要 と 思 う	必 需	県財政が厳しい状況にあるので、国の制度で財源を確保していただければ、大変ありがたい。	特 に な し	本県の主要農作物の品質確保と安定生産を通じ、消費者への安全・安心な食料供給に寄与するためには重要である。
滋賀県	そ の 他		今後主食用米の生産が減少する中、広域に種子生産を行う体制づくりが必要になると考える	重 要 と 思 う	必 需			
京都府	そ の 他	特 に な し	特 に な し	重 要 と 思 う	そ の 他	引き続き国の方交付税の措置を求める	特 に な し	府内全域へ高品質な種子を安定的に供給するためには、府が責任をもって採種事業を行う必要があると認識している。
大阪府	そ の 他	な し	不測の事態に備え、より安定した需給体制を整備するた	重 要 と 思 う	必 需		な し	種子の安定供給および品質確保のために、種子生産を継続

			め、各都道府県種子協会間の連携を強化すべき。					することは重要と考える。
兵庫県	重 要 と 思 う	各県の需給状況によっては、生産した種子の売買が必要であるため、需給把握や種子生産計画作成の段階での調整	各県の需給状況によっては、生産した種子の売買が必要であるため、需給把握や種子生産計画作成の段階での調整	重 要 と 思 う	必 要	種子生産产地では生産者の高齢化や施設の老朽化が進行している。人材確保や施設の更新などで支援が必要となる。		主要農作物の生産力を維持・増進していくためには、優良な種子の生産と安定供給が不可欠であると考える。
奈良県	重 要 と 思 う	不足種子分は県外委託により種子を確保		重 要 と 思 う				県の責務として主要農作物の種子生産は関係機関と連携し継続して行う必要がある。
和歌山県	重 要 と 思 う	水稻種子の採種を県外に委託		重 要 と 思 う	そ の 他	種子生産を行っていく上で財源確保は必須と考える。	今後も水稻種子の需給安定を図る上で都道府県間連携は欠かせない。	県内の生産者に優良な水稻種子を供給するため、重要である。
鳥取県	重 要 と 思 う	自県生産の種子が不足する場合に県外産を移入して利用。 自県生産を行わない品種の種子を県外から移入して利用。 他県の種子が不足す	各県の需給バランスを調整できる仕組みがあると良い	重 要 と 思 う	必 要	—	—	—

		る場合に自県生産種子を提供。					
島根県	重 要 と 思 う	必要に応じて連携	不測の事態が生じた場合の種子供給体制	重 要 と 思 う	必 要	特 に な し	不測の事態が生じた場合の種子供給体制の構築 ①県内で種子を生産することは、安定的な水稻生産に寄与する。 外部からの種子に頼らず、自給率を高めることで、災害等による供給不安に備えることが可能。 また、県独自の品種を維持・発展させるためには、県内での種子生産が不可欠。 ②自主的な種子生産体制を構築することで、地域独自の農業政策を推進することが可能。
岡山県	重 要 と 思 う	一部、他県産の種子を購入している。	予定していた県内の採種量が不足する場合も予想されるため、必要に応じて他県産の種子を導入できる体制の整備が必要	重 要 と 思 う	必 要	都道府県が種子生産を維持・継続するために地方交付税措置等の財源が必要である。	基幹的な作物である稻、麦類及び大豆の生産性の向上及び品質の改善を図るために、優良な種子生産及び普及について県及び関係機関等が一

								体となって取り組む必要があるため。
広島県	重 要 と 思 う	なし		重 要 と 思 う	必 要	本 県 に お け る 取 組 は 国 の 地 方 交 付 税 を 財 源 と し て い る た め 、 持 続 的 な 種 子 の 安 定 供 紾 の た め に は 今 後 も 国 の 財 政 措 置 は 必 須 と 考 え る。	な し	食 料 安 全 保 障 の 点 か ら 、 主 要 農 作 物 の 稲 、 麦 、 大 豆 の 品 質 を 確 保 し 、 安 定 的 に 供 紗 す る た め に も 種 子 生 産 を 繼 続 す る 必 要 が あ る。
山口県		一部品種について、本県で原種生産を実施し、一般採種を他県に委託している。	県内における採種計画に対して未達であった場合、他県から調達する必要があるため、円滑に調整できるような体制整備が必要	重 要 と 思 う	必 要	地 方 交 付 税 措 置 の 繼 続 等 、 都 道 府 県 が 種 子 生 産 を 維 持 ・ 繼 続 す る た め の 財 源 は 必 要 。		優 良 な 種 子 の 安 定 供 紗 は 、 食 料 の 安 定 供 紗 及 び 農 产 物 の 品 質 の 確 保 に 不 可 欠 。
徳島県	重 要 と 思 う	県内採種のみでは対応が難しい品種の種子を県外委託により確保		重 要 と 思 う	必 要			主 要 農 作 物 等 の 優 良 な 種 子 の 安 定 的 な 確 保 は 、 本 県 の 主 要 農 作 物 等 に 係 る 農 業 の 振 興 及 び 関 連 产 業 の 発 展 並 び に 文 化 の 繼 承 に 寄 与 す る も の で あ り 、 非 常 に 重 要
香川県	そ の 他 (現状、			重 要 と 思 う	そ の 他	国 の 制 度 制 定 の 有 無 に 関 わ ら ず 、	一	主 要 農 作 物 で あ る 稲 、 麦 類 、 大 豆 の 種 子

	実施の予定はない)				本県農業の基盤となる主要農作物種子の生産に従来通り取り組んでいく計画である。		について、従来と同水準の品質及び価格で安定的に供給できる体制を維持することは重要であり、「香川県主要農作物採種事業実施要領」を改正し、種子の生産と供給体制を堅持している。
愛媛県	重 要 と 思 う	一部奨励品種の種子生産を他県へ委託している。		重 要 と 思 う	必 要	一	一
高知県	重 要 と 思 う	特になし		重 要 と 思 う	そ の 他	判 断 し か ね る	
福岡県	重 要 と 思 う	・県外で生産が盛んな品種は県外に生産を委託（コシヒカリ） ・共通品種について、他県と連携		重 要 と 思 う	必 要	種子生産体制の強化、種子の安定供給のための十分な予算の確保は必要。 種子を安定的に流通させるため、備蓄体制の整備に加え、災害時に備えた他県との連携が必要。	本県の基幹的な作物である稻、麦類及び大豆の生産振興を図るうえで種子の安定生産は重要である。そのため、福岡県農林水産業・農山漁村振興条例及び福岡県稻、麦類及び大豆の種子の安定供給に関する基本要綱に基づき、県が優良種子の

								生産と安定供給に取り組んでいる。
佐賀県	その他	検討中 主要農作物においては、現時点では必要ないが、飼料用米など種子の生産が国内の限られた産地でしか生産されていない品種については都道府県間での連携も今後重要となってくると考えられる。	検討中	重要と思う	必要		特になし	優良な種子を現在の価格で生産者に供給するためには、都道府県やJA等の関係機関一体となった種子生産が重要と考えている。
長崎県	重 要 と 思 う			重要と思う	その 他	地方交付税の措置等国が現状の制度を維持することは必要であると考えます。		
熊本県	その他	県内採種が無い品種について、採種団体が必要に応じて他県から購入し種子を供給。また、不作等で供給不足が生じた場合にも近県から臨時に購入し、安定供給を維持している。		重要と思う	必要			主要農作物の品質確保のためには、本来の品種特性を有し生育や品質を均一に保つことができる種子を使用することが必要不可欠であることから、将来にわたり優良種子の安定供給

								が維持されるよう、採種団体等と連携した種子生産体制の維持が必要。
大分県	重 要 と 思 う	県内で計画数量を確保できなかった種子や作付面積が小さい種子は、県外から購入。他県からの受託分や余剰分は、県外へ販売。	特になし	重 要 と 思 う	そ の 他	現状では必要ないが、今後の情勢次第では必要	特くなし	奨励品種の優良種子を確保することは、生産振興や食料供給の面で重要である。
宮崎県	重 要 と 思 う	県内採種がない品種は他県から購入。種子確保量に不足が生じた場合には他県と融通。	持続可能な種子生産体制の維持にむけて都道府県の枠を超えた広域連携体制の検討。	重 要 と 思 う	必 須	現行の財源について、継続的に確保していくことが重要	不測の事態に備え、通常時から県間・採種団体間の円滑な連携における情報共有が重要。	将来にわたり優良種子の安定供給が維持されるよう、地域と連携しながら、県や関係機関が一体となって主要農作物の種子生産に取り組むことが重要
鹿児島県	重 要 と 思 う	特になし	複数の都道府県で同じ品種を作付けしている場合、相互の都道府県で種子の集約・提供	重 要 と 思 う	必 須	新規の種子生産者の参入・確保や種子調製施設の機能向上等が必要		主要農作物の優良な種苗の将来にわたる安定的な供給を図るために重要
沖縄県	重 要 と 思 う	現在、他県との連携取り組みは行っていない。		重 要 と 思 う		特に意見なし	特に意見なし	特に意見なし

9. 今起きている米価格の高騰と米不足に関する対策・課題・感想など

米の産地として、増産や高温耐性品種の開発などについて生産者を支援すると共に、国に対する根本的な対策を求める意見があげられています。

*特徴的な意見

三重県：コメ価格が上昇しているため種子生産者が主食米生産に切り替えないか懸念している。

山口県：主食用米の価格高騰に伴い、飼料用米や加工用米などから主食用米への作付転換が実施されている。今後、主食用米の価格が落ち着いたあと、再び飼料用米や加工用米の生産に取り組もうとした場合、生産者と実需者との間の円滑な再契約が懸案。

宮崎県：産地の高齢化や資材・機材価格等の高騰による生産原価の上昇等により、持続可能な種子生産体制が維持困難となりつつあるなかで、米価高騰に伴うR7年産主食用米生産意向の増加により、種子の当用需要が急激に増加したことから、県内外から種子を集め可能な限り対応してきた。R8年は種用種子の生産者からは、主食用米取引価格の急激な上昇をうけ、従来、数年間の平均により年次変動を緩和してきた種子販売価格の算定方法を変更するよう求める意見も多く、情勢を見定めながら検討を進めている。

北海道	全国的な品薄を背景に、米の小売価格が高い水準で推移する中、北海道では、消費者に対し米に関する情報発信をするほか、令和7年産米「生産の目安」の追加設定や、低コスト・省力化技術の導入などお米の安定生産・安定供給に向けた取組を進めております。
青森県	稻作農家の所得が確保できるよう、引き続き県産米の需要に応じた生産数量目標を関係機関・団体と連携して設定し、生産振興を図っていくこととしている。
岩手県	生産者、消費者視点での実効性のある対策が必要
宮城県	今般の米価上昇については、米生産農家にとってはようやく再生産可能な価格になった一方で、米価の高止まりによる消費者の米離れも懸念されるところである。本県としては、今後の米価の動向を注視するとともに、米の主産県として消費者の皆様に必要な量を供給できるよう、関係機関と連携し、需要に応じた米づくりを推進していく。
秋田県	
山形県	令和7年産「生産の目安」を6年ぶりに増産することとした。（収穫量：326,300t、面積：54,113ha）
福島県	今後の国の施策により、安定した米価となることを望む。
茨城県	現在の米価格高騰と不足は、夏季の高温等による収量低下、担い手の減少、流通構造の非効率等が複合的に影響して生じていると考えられる。政府は備蓄米の放出や輸入緩和、生産支援などの対策を講じているが、消費者への効果は限定的であり、根本的な課題解決に

	は至っていない。今後は、スマート農業や担い手育成、流通改革といった中長期的な取り組みを強化し、食料安全保障の再構築が求められる。
栃木県	一
群馬県	一
埼玉県	米の生産量の目安である「生産の目安」を策定する際に、在庫量の減少を勘案し、令和7年産の生産量については、6年産の生産実績よりも7,021トン多い、142,221トンの目標値を県内に示した。県として、県民に県産米を安定して供給できるように、イネカメムシや高温対策に取り組み、米農家をしっかり支援していく。
千葉県	米の高騰には様々な要因が関係しているため、一概に対策や課題を述べることは難しい。但し、米の生産者が販売した価格よりも店頭価格が大きく上昇しすぎており、今後の生産体制への影響が危惧される。
東京都	意見なし
神奈川県	本県は、園芸作物主体の農業生産を行っている。コメの生産量はこれ以上増やすことは困難であり、県農政としてコメ不足に関する対策は特はない。
新潟県	国が5月19日に公表した米販売価格は、一旦は下落したものの、再度上昇に転じており、販売価格の高騰による買い控えなど、米の需要量の減少につながることを懸念しており、新潟県としては、米の流通や価格の動向を注視しているところ
富山県	
石川県	
福井県	需要に応じた米の生産を推進するため、県農業再生協議会が生産数量の目安を提示している。
山梨県	需要に応じた生産を推進するため、JAなどと連携し、品質が高い米の生産に向けて、農業者に対する技術指導など支援を行うとともに、生産力の強化に向けた取り組みとして、生産基盤の再編や、高温に強く、食味が良い品種の更なる普及を図り、高品質でおいしい米の早期産地化を進めていく。
長野県	
岐阜県	
静岡県	県内の状況について国と情報を共有する。政府による適切な対応を期待する。
愛知県	需要に応じた米生産ができるよう、主要農作物の優良な種子の安定的な供給を図る。
三重県	コメ価格が上昇しているため種子生産者が主食米生産に切り替えないか懸念している。
滋賀県	

京都府	主食である米の価格の安定化は、府民の暮らしだけでなく、農業者にとっても、将来にわたって持続的な米生産につながる大変重要な問題と認識している。
大阪府	なし
兵庫県	米の持続的な安定供給ができるよう、品質や収量を保つことができる高温耐性品種への転換や普及・拡大を推進している。
奈良県	昨年度は、登熟時期の高温により水稻のⅠ等米比率が著しく低下したことから、高温耐性品種の調査及び選定、並びに高品質安定生産を図るための技術普及を進めていく。
和歌山県	米の価格については、民間の取引の結果であり、県では対応できない
鳥取県	米価格については生産者・消費者が互いに納得するフェアプライスの形成が重要と考える。米不足への対応については、県再生協において令和7年産米の主食用米作付面積を前年比300ha増やす目標を設定とともに、県新規事業の創設により作付拡大を推進する。
島根県	米価の回復については、農家の収入が増加することで経営が安定し、米生産の意欲が向上することや、農業従事者の確保・維持に貢献すると考える。 一方、主食用米の作付が必要量を超えて増加すると、米価下落が考えられるため、需要に応じた生産が必要となる。また、米価の高騰の影響として飼料用米や酒米といった非主食用米の作付面積の減少にも影響があるため、適正水準である米価が求められる。県としては、主食用米だけでなく、水田園芸や戦略作物等を組み合わせた体制構築を進める。
岡山県	これまでの米価は生産コストを賄えないような水準だったとされ、産地や生産者側から見ると現在の米価高騰は決して高いとはとらえられていない。今起きている米価高騰を契機に、適正価格や、今後の水田農業について考える機会につながればと思います。
広島県	本県では条件不利な中山間地域が農地の大部分を占め、生産者の高齢化に伴い、主食用米作付面積及び生産量の減少が続いている。米不足解消のためには、本県同様条件不利な農地に対する補助政策により農地及び生産量の減少を緩やかにし、東日本を中心とした生産余力のある県においては、生産の目安等による積極的な増産が行われる必要があると考える。
山口県	主食用米の価格高騰に伴い、飼料用米や加工用米などから主食用米への作付転換が実施されている。今後、主食用米の価格が落ち着いたあと、再び飼料用米や加工用米の生産に取り組もうとした場合、生産者と実需者との間の円滑な再契約が懸案。
徳島県	
香川県	一般生産の作付拡大に対応できるよう、種子協会による水稻種子もみの買入価格について、一般生産者の販売価格を踏まえて算出することとしており、種子生産者の手取りの増加や種子生産意欲の向上につなげ、確実な種子生産に努めている
愛媛県	一
高知県	長期的な種子需給の見通しが不透明。

福岡県	本県産の主食用米は、ほとんどが県内消費であるため、県民に安定的に県産米を提供していくためには、需要に応じた生産を継続し、生産体制を維持することが必要。そのため、県や農業関係団体で構成する福岡県水田農業推進協議会において、令和7年産主食用米の作付計画（目安）が前年より増加する計画を策定。
佐賀県	現在の情勢等により、水稻種子の需要が増加しても対応できるよう、引き続き、需要に応じた種子の生産を図っていく。
長崎県	
熊本県	主食用米の需給バランスと米価の適正化のため需要に応じた生産を進める。
大分県	本年の供給時に、一部品種で種子確保量を大幅に超える需要があった。作付の見通しが不明であり、今後の種子生産計画の作成に苦労している。
宮崎県	産地の高齢化や資材・機材価格等の高騰による生産原価の上昇等により、持続可能な種子生産体制が維持困難となりつつあるなかで、米価高騰に伴うR7年産主食用米生産意向の増加により、種子の当用需要が急激に増加したことから、県内外から種子を集め可能な限り対応してきた。 R8年は種用種子の生産者からは、主食用米取引価格の急激な上昇をうけ、従来、数年間の平均により年次変動を緩和してきた種子販売価格の算定方法を変更するよう求める意見も多く、情勢を見定めながら検討を進めている。
鹿児島県	主食用米の生産量が「生産の目安」に届いていない状況であることから、需要に応じた生産を推進するため、高温障害に対応した多収品種の作付推進や種子の生産等に取り組んでいる。
沖縄県	特に意見なし